

審議会等への女性委員の参画促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第3次豊中市男女共同参画計画(以下「参画計画」という。)に基づき、市政に係る政策及び方針の決定過程に女性の意見を反映させるため、審議会等に女性委員の参画を促進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(範囲)

第2条 この要綱において審議会等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 行政委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号。次号において「法」という。)第138条の4第1項の委員会又は委員をいう。)
- (2) 附属機関(法第138条の4第3項の附属機関をいう。)
- (3) 市民、学識経験者等で構成され、市政運営上の意見聴取等を行うため、市長その他の執行機関に設置された会議

(目標)

第3条 審議会等の委員に占める女性委員の比率は、令和8年度までに40%以上60%以下となることを目標とする。ただし、新たに設置する審議会等の委員に占める女性委員の比率は、設置時において40%以上となるよう努めるものとする。

(参画計画の推進)

第4条 各部局の長は、次の各号に掲げる方法により、所管する審議会等の委員に、女性を積極的に参画させるよう努めるものとする。

- (1) 女性委員の選出を容易にするため、委員の選出基準を見直し、並びに女性枠の設置及び選出区分の変更を検討する。
- (2) 改選に際して、長期におよぶ委員の再任及び他の審議会等との兼職の回避その他の検討を行う。
- (3) 学識経験を有する委員について、可能な限り女性の登用を図る。
- (4) 団体等に推薦を求める場合に、代表者に限定せず女性を推薦するよう協力を要請する。
- (5) 女性委員の選任が困難な審議会等にあつては、委員の増員を図る。
- (6) 市民の参画を進めるため、市民からの一般公募を推進し、女性委員の選任に努める。
- (7) その他、審議会等に女性委員の参画を促進するために必要な方法の検討を行う。

(参画促進方法の検討)

第5条 豊中市人権行政推進本部(豊中市人権行政推進本部設置規則(平成28年3月制定。以下「設置規則」という。)第1条に定める豊中市人権行政推進本部をいう。)は、審議会等への女性委員の参画を促進するため、候補者リストの整備及び促進方策の検討を行うものとする。

(女性委員の参画推進計画の作成)

第6条 各部署の長は、毎年度、所管する審議会等への女性の参画をすすめるための計画（以下「参画推進計画」という。）を作成し、設置規則第4条に定める本部長に報告するものとする。

（女性委員の参画推進責任者）

第7条 参画推進計画の達成を図るため、審議会等を所管する各部署の長を女性委員参画推進責任者とし、推進管理を行うものとする。

（参画状況の報告）

第8条 各部署の長は、毎年度、所管する審議会等の女性委員の参画状況を本部長に報告するものとする。

（参画状況の公表）

第9条 本部長は、毎年度1回、各部署の長から報告された前条に規定する女性委員の参画状況を取りまとめ、公表するものとする。

（実施細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年5月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。